

2020 年度 憲法

解説

1 Xの主張の骨子

集会を行ったXは、条例 16 条 1 項 1 号が「集会を行うこと」を「してはならない」と定めていることが、集会の自由（憲法 21 条 1 項）を侵害し、違憲であると主張することが考えられる。また、条例 16 条 1 項 1 号が「集会を行うこと」を「してはならない」と定めていることは、憲法 31 条に違反し、違憲であると主張することも考えられる。以下、具体的なXの主張とそれに対する私見を述べる。

2 集会の自由を侵害し、違憲であるとの主張について

- (1) まず、Xは、「集会を行うこと」（条例 16 条 1 項 1 号）が集会の自由（憲法 21 条 1 項）により保障されるものであること、集会を行うことを「してはならない」とすることが集会の自由に対する制約となることを主張すると考えられるところ、これに対する私見としても、Xの主張は認められると考える。
- (2) 次に、Xは、条例 16 条 1 項 1 号が「集会を行うこと」を禁止対象とすることは、過度の広汎性故に無効であると主張することが考えられる。そこで、これに対する私見を述べる。

集会は、国民が様々な意見や情報等に接することにより自己の思想や人格を形成、発展させ、また、相互に意見や情報等を伝達、交流する場として必要であり、さらに、対外的に意見を表明するための有効な手段である。したがって、集会の自由を制約する立法は、本来合憲的な行為であるはずのものに委縮効果を及ぼさないように明確性が要求されるべきであると解する（明確性の理論）。当該明確性には、法文が一応明確でも、規制の範囲があまりにも広汎で違憲的に適用される場合が含まれる。

しかし、立法府の判断を尊重する必要もあるから、文面通りに解釈すれば違憲になるかもしれない広汎な法文の意味を限定し、違憲となる可能性を排除することができれば、当該法令の効力は有効であると解する（合憲限定解釈）。このような合憲限定解釈が認められるには、①規制の対象となるものとそうでないものとが明確に区別され、かつ、合憲的に規制しうるもののみが規制の対象となることが明らかにされる場合であること、②一般国民の理解において、具体的の場合に当該行為が規制の対象となるかどうかの判断を可能ならしめることが必要であると解する。

本件についてみると、①たしかに、条例 2 条 7 号は、「暴走族」の定義について、社会通念上の暴走族以外の集団が含まれる文言となっている。また、16 条 1 項 1 号、17 条も、社会通念上の暴走族以外の者の行為をも対象とする文言となっている。しかし、1 条は、「暴走族」との文言を用いていることからすれば、2 条 7 号の「暴走族」とは、暴走行為を目的として結成された集団である本来的な意味における暴走族の他には、服装、旗、言動などにおいてこのような暴走族に類似し社会通念上これと同視することができる集団に限られると考えられる。した

がって、16条1項1号による規制の対象となるものとそうでないものが明確に区別され、かつ、合憲的に規制しうるもののみが規制の対象となることが明らかにされたということができる。また、②一般国民の理解において、具体的の場合に当該行為が16条1項1号の対象となるかどうかの判断を可能ならしめるということもできると思われる。

よって、条例16条1項1号は、合憲限定解釈をすることが認められるから、過度の広汎性故に無効ということにはならない。Xの主張は認められない。

(3) さらに、Xは、合憲限定解釈が認められうるとしてもなお、そのような条例16条1項1号は、集会の自由の制約として許されないものであると主張することが考えられる。そこで、これに対する私見を述べる。

条例16条1項1号により制約されるのは、上記のような意味の暴走族の集会の自由であって、重要な権利ということはできない。したがって、当該制約が許されるか否かは、制限が必要とされる程度と、制限される自由の内容及び性質、これに加えられる具体的制限の態様及び程度等を較量して判断すべきであると解する。

本件についてみると、公共の場所における暴走族による集会から公衆の平穏を守るという規制目的は正当であるといえる。また、条例16条1項1号は、「集会を行うこと」を「してはならない」と定めるものの、それを直ちに犯罪として処罰するのではなく、市長による中止・退去命令の対象とするにとどめ（17条）、当該命令に違反した場合に初めて処罰すべきものとするという事後的かつ段階的規制によっていることからすると、手段としての合理性、当該規制により得られる利益と失われる利益の均衡も認められる。

よって、条例16条1項1号による制約は許される。Xの主張は認められない。

(4) 以上より、条例16条1項1号が「集会を行うこと」を「してはならない」と定めていることが、集会の自由を侵害し、違憲であるとのXの主張は認められない。

3 憲法31条に違反し、違憲であるとの主張について

(1) Xは、条例16条1項1号が「集会を行うこと」を禁止対象とすることは、憲法31条との関係でも、過度の広汎性故に無効であると主張することが考えられる。そこで、これに対する私見を述べる。

(2) 憲法31条は、「法律の定める手続」と定めているものの、実体の法定・適正まで要求していると解する。つまり、同条は、罪刑法定主義を定めているといえ、これには、犯罪の構成要件は明確でなければならないという明確性の理論が含まれる。また、明確性の理論には、過度広汎性故に無効になる場合も含まれる。

ここで、条例16条1項1号に違反する行為は中止又は退去命令の対象となり（17条）、当該命令に違反すると処罰の対象となることから（19条）、16条1項1号に違反する行為は犯罪の構成要件となっているといえる。そこで、16条1項1号が「集会を行うこと」を「してはならない」と定めていることについて、不明確であるとすれば、憲法31条に違反するということになる。

しかし、過度広汎であったとしても、合憲限定解釈が認められるのであれば、憲法 31 条にも違反しないところ、条例 16 条 1 項 1 号の合憲限定解釈が認められるのは上記のとおりである。

(3) よって、条例 16 条 1 項 1 号は、憲法 31 条との関係でも、過度の広汎性故に無効ということはできず、同条に違反しない。X の主張は認められない。

解答例

1 まず、Xは、「集会を行うこと」（条例16条1項1号）が集会の自由（憲法21条1項）により保障されること、それを「しれはならない」とすることが当該自由に対する制約になることを主張することが考えられるところ、私見としても、これは認められると考える。

2 次に、Xは、「集会」（条例16条1項1号）との文言は、過度広汎性故に無効であると主張することが考えられる。

私見について、集会は、自己の思想や人格を形成、発展させ、また、相互に意見や情報等を伝達する場として必要であり、対外的に意見を表明するための有効手段でもある。したがって、集会の自由を制約する立法は、委縮効果を及ぼさないように明確でなければならない（明確性の理論）。当該明確性には、法文が明確でも規制範囲が広汎で違憲的に適用される場合が含まれる。また、憲法31条は、実体の法定・適正まで要求しており、罪刑法定主義を定めたものであることから、過度広汎である場合も含め、法文が不明確であれば憲法31条にも違反しうると解する。条例16条1項1号も、それが17条の対象となり、同条に違反すると処罰されることから（19条）、明確性が要求される。

しかし、文面通りに解釈すれば違憲になるかもしれない広汎な法文の意味を限定し、違憲となる可能性を排除することができれば、当該法令の効力は有効であると解する（合憲限定解釈）。合憲限定解釈が認められるには、①規制の対象となるものとそうでないものとが明確に区別され、かつ、合憲的に規制しうるもののみが規制の対象となることが明らかにされること、②一般国民の理解において、具体的の場合に

2 当該行為が規制の対象となるかどうかの判断を可能ならしめることが必要であると解する。

本件では、①たしかに、条例2条7号は、社会通念上の暴走族以外の集団が含まれる文言となっているし、16条1項、17条も、社会通念上の暴走族以外の者の行為をも対象とする文言となっている。しかし、1条が「暴走族」との文言を用いていることからすれば、2条7号の「暴走族」とは、暴走行為を目的として結成された集団である本来的な意味における暴走族の他には、服装、旗、言動などにおいてこのような暴走族に類似し社会通念上これと同視することができる集団に限られると考えられる。したがって、16条1項1号による規制の対象となるものとそうでないものが明確に区別され、かつ、合憲的に規制しうるもののみが規制の対象となることが明らかにされたということができる。また、②一般国民の理解において、具体的の場合に当該行為が16条1項1号の対象となるかどうかの判断を可能ならしめるということもできると思われる。

よって、条例16条1項1号は、合憲限定解釈が認められ、過度の広汎性故に無効とならない。Xの上記主張は認められない。

3 次に、Xは、合憲限定解釈が認められるとしても、条例16条1項1号は、集会の自由の制約として許されないと主張すると考えられる。

私見について、条例16条1項が制約するのは上記意味における暴走族の集会の自由であるから、当該制約が許されるか否かは、制限が必要とされる程度と、制限される自由の内容及び性質、これに加えられる具

3 体的制限の態様及び程度等を較量して判断すべきであると解する。

本件では、暴走族による集会から公衆の平穏を守るという規制目的は正当といえること、条例16条1項1号違反を直ちに処罰するのではなく、中止命令等の対象とするにとどめ（17条）、それに違反した場合に初めて処罰するという事後的かつ段階的規制によっていることからすれば、手段としての合理性、当該規制により得られる利益と失われる利益の均衡も認められることから、当該制約は許される。

よって、条例16条1項1号は、集会の自由の制約として許されるから、Xの上記主張は認められない。

以上

4